

信濃大町ブランドロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信濃大町ブランドの統一感のある情報発信を展開するため、市が定める信濃大町ブランドのロゴマーク、ロゴタイプ及びシンボルマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の種類)

第2 ロゴマーク等の種類は、別表のとおりとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3 ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市又は市が構成員となっている団体が、信濃大町ブランド若しくは観光の振興を図り、又は移住交流事業の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が専ら報道の用に供する目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を適当と特に認めるとき。

2 使用希望者は、信濃大町ブランドロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用の内容がわかる書類
- (2) 使用希望者の主たる事業の内容が確認できる書類（使用希望者が自らの事業又はその一環として使用する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5 市長は、第4第2項に規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) ロゴマーク等を第7に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれ

があると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用として不相当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を承認するときは、信濃大町ブランドロゴマーク等使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用の承認をする際、ロゴマーク等の使用方法その他必要な事項について、条件を付することができる。

(使用の承認期間)

第6 第5第2項の承認の期間は、承認の日から起算して1年間とする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第7 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者は(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) 信濃大町ブランドのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用の承認により生じた権利を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。

(6) ロゴマーク等を使用した物品等について、市長の確認を得ること。

(承認内容の変更等)

第8 使用者が、使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ信濃大町ブランドロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認するときは、信濃大町ブランドロゴマーク等使用(変更)承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用状況の確認等)

第9 市長は、ロゴマーク等の使用の状況等を確認するため、必要があると認めるときは、その状況を調査し、又は使用者に報告させることができる。

(承認の取消し等)

第10 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用の承認を取り消し、当該使用に係る物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、市長はその責めを負わない。

(1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりロゴマーク等の使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がロゴマーク等の使用が適当でないと認める

とき。

(責任の制限)

第 1 1 ロゴマーク等の使用に係る問題が生じたときは、使用者が速やかに対処するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第 1 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第2関係)

種類	デザイン	色(color chart)
1 ロゴマーク	①横型デザイン 	K : 100% C : 100%
	②縦型デザイン 	
	③3行横デザイン 	
	④3行縦デザイン 	
2 ロゴタイプ	北アルプスの麓 水が生まれる 	K : 100%
3 シンボルマーク		C : 100%

年 月 日

大町市長 殿

申請者 住 所 （所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

信濃大町ブランドロゴマーク等使用承認申請書

下記のとおり、ロゴマーク等を使用したいので申請します。

なお、信濃大町ブランドロゴマーク等の使用に関する要綱第 10 の規定により使用の承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

ロゴマーク等の 種 類	☐ ロゴマーク（No. ） ☐ ロゴタイプ ☐ シンボルマーク
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数・製作数	
連 絡 先	担当者名 住 所 電話番号

※添付書類

- ①ロゴマーク等の使用の内容がわかる資料（企画書、見本等）
- ②使用希望者の主たる事業の内容が確認できる書類（使用希望者が個人として使用する場合以外に限る。）
- ③その他参考資料

第 号
年 月 日

様

大町市長

印

信濃大町ブランドロゴマーク等使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のありましたロゴマーク等の使用（変更）について、承認しましたので通知します。ただし、次に掲げる事項を遵守してください。

- （１）使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- （２）定められた色、形状等を正しく使用すること。
- （３）信濃大町ブランドのイメージを損なう使用をしないこと。
- （４）使用の承認により生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （５）商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- （６）ロゴマーク等を使用した物品等について、市長の確認を得ること。

様式第3号（第8関係）

年 月 日

大町市長 殿

申請者 住 所 （所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

信濃大町ブランドロゴマーク等使用変更承認申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けたロゴマーク等の使用について、下記のとおりに変更したいので申請します。

なお、信濃大町ブランドロゴマーク等の使用に関する要綱第10の規定により使用の承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

変 更 内 容	(変更前)
	(変更後)
変 更 理 由	
連 絡 先	担当者名 住 所 電話番号

※添付書類

- ①ロゴマーク等の使用の内容がわかる資料（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②その他参考資料